



朝晩が涼しくなり、秋らしい空気を感じられるようになりました。日本では高市早苗さんが、総理大臣に指名され憲政史上初となる女性総理大臣が誕生しました。今後の活躍に期待ですね。

結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

将来の経済的不安が若年層に結婚・出産を躊躇させる大きな原因の一つになっていることを踏まえ、両親や祖父母の資産を早期に移転することを通じて、子や孫の結婚・出産・子育てを支援するために、創設されました。

令和7年度税制改正により、適用期限を**令和9年3月31日**まで延長となりました。

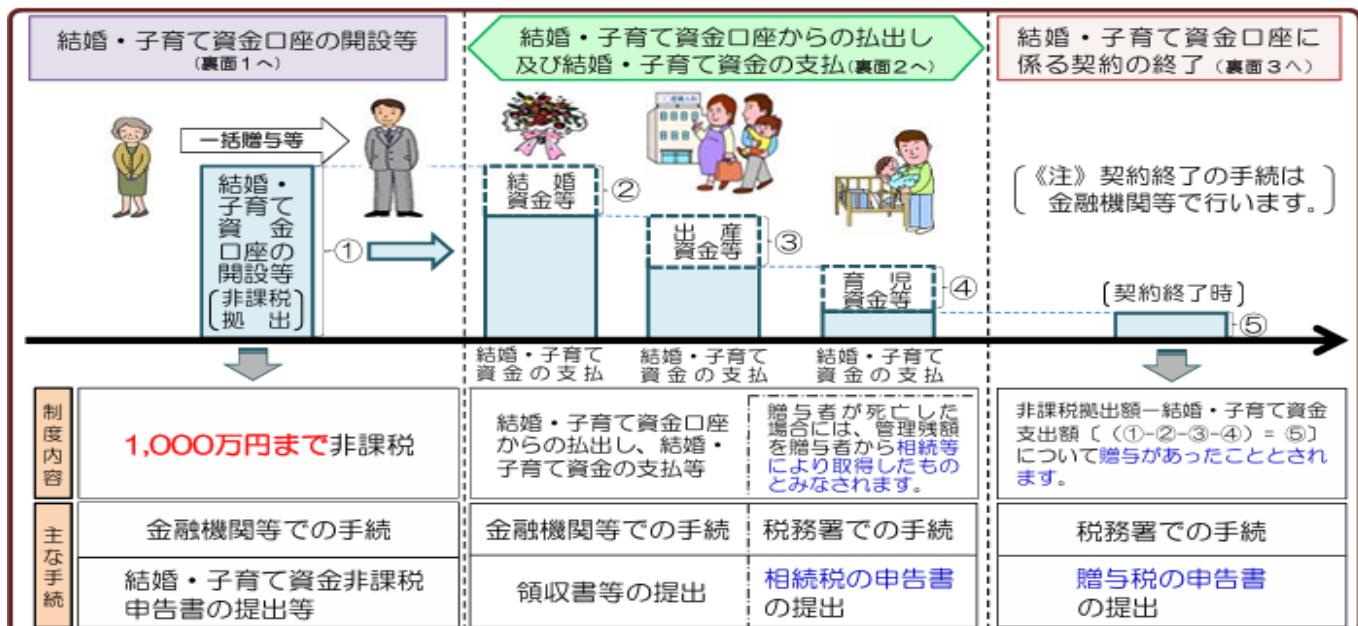
祖父母や両親（贈与者）は、18歳以上50歳未満の子・孫（受贈者）名義の金融機関の口座等に結婚・子育て資金を一括して拠出し、この資金について、**子・孫ごとに1000万円（※1）までを非課税（※2）**とするものです。

※1 結婚関係で支払われるものについては300万円を限度とする。

※2 贈与等を受けた年の前年分の受贈者（子・孫等）本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、本制度の適用は不可。

結婚・子育て資金の使途は、金融機関が領収書等をチェックし、書類を保管します。子や孫が50歳に達する日に口座等は終了になります。終了時に、使い残しがあれば、贈与税が課税されます。また、終了前に贈与者が死亡した時に、使い残しがあれば、贈与者の相続財産に加算します。

出典：国税庁



【資金使途】

結婚関係：婚礼に係る費用・家賃等に係る費用・引っ越しに係る費用

妊娠・出産、子育て関係：不妊治療に係る費用・妊娠や出産に係る費用・産後ケアに係る費用・子の医療費、育児に係る費用（未就学児までが対象）

運用を考えると、結婚資金や出産・子育て資金の贈与については、実際にかかった金額を都度贈与するのであれば、原則として贈与税は非課税になります。国税庁も夫婦や親子、兄弟姉妹などの扶養義務者から生活費や教育費に充てるために取得した財産で、通常必要と認められるものここでいう生活費は、その人にとって通常の日常生活に必要な費用をいい、治療費、養育費その他子育てに関する費用などを含み、贈与税はかかるないとしています。

この制度のメリットを考えると、親や祖父母が認知症などになった場合に、必要な都度、贈与することが難しくなることを見越して、**一括でまとまった資金を渡せること**にあるかと思います。使途目的のはっきりした資金を、**非課税枠**を使い、あらかじめ渡すことができ、また、他に相続人がいる場合においても、勝手に引き出した等のトラブルにならないかと思います。ご興味のある方は、ご検討ください。



知っとこ!「税務のマメ知識」

【相続した駐車場について～減額対象となる土地～】

貸付用の駐車場については、相続の際にどのような状態で貸付を行っていたかにより相続にかかる税額が大きく変わります。

貸付用の駐車場について「**小規模宅地の特例**」を適用するには、その敷地に駐車場経営に必要な機械やアスファルト舗装などの「構築物」がある必要があります。適用するには、事業のためにお金をかけていることが必要という前提で、機械装置やアスファルト舗装の他に、砂利を土地全体に敷き詰めているなど、駐車場として経営をしていることがわかる土地でなければなりません。

白線を引いただけ、ロープを張っただけなどの、いわゆる青空駐車場では、特例の適用は認めないとご留意ください。

小規模宅地の特例を適用できると、相続税を計算する際に、貸付用の駐車場の評価額を**更地の5割に減額**することができます。

評価減できる面積については、200 m²を限度としています（下記⑤）。

その他の土地の小規模宅地の特例についても下記に記載しておきますのでご参考にしてください。

| 相続開始の直前における宅地等の利用区分 | | 要件 | 限度面積 | 減額される割合 |
|----------------------|----------------------|------------------------|--------------------|---------|
| 被相続人等の事業の用に供されていた宅地等 | 貸付事業用の宅地等 | ① 特定事業用宅地等に該当する宅地等 | 400 m ² | 80% |
| | | ② 特定同族会社事業用宅地等に該当する宅地等 | 400 m ² | 80% |
| | | ③ 貸付事業用宅地等に該当する宅地等 | 200 m ² | 50% |
| | | ④ 貸付事業用宅地等に該当する宅地等 | 200 m ² | 50% |
| | | ⑤ 貸付事業用宅地等に該当する宅地等 | 200 m ² | 50% |
| | 被相続人等の居住の用に供されていた宅地等 | ⑥ 特定居住用宅地等に該当する宅地等 | 330 m ² | 80% |

【源泉所得税の不納付加算税が不要な場合】

源泉所得税の納付について、会社は、社員に給与を支払う際に源泉徴収を行い、差し引いた額を翌月 10 日までに国に納める義務があります。納期限を過ぎてしまうと「**不納付加算税**」と「**延滞税**」がかかりてしまいます。不納付加算税の税率は税務署の指摘を受けた後の納付では、不納付額の 10%、自主的な納付では、5%となっています。納期限が過ぎてしまったにもかかわらず、不納付加算税が課されない場合があります。

その条件は、

- ① 不納付加算税の金額が 5,000 円未満
- ② 納期限の翌日から 1 ヶ月以内に納付し、かつ、直前 1 年に納付の遅延がないこと

上記のいずれかの条件を満たした場合には、源泉所得税の不納付加算税は不要となります。

5,000 円未満なら少額ということで、税務署も課税しないでしょう。とはいえ、納期限までに、忘れずに納付することが無駄な出費を抑えることになりますので、遅滞なく納めたいものです。



優経税理士法人

(経済産業省認定) 経営革新等支援機関

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48 TOMOS 神楽坂 4 階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

E-mail: ukz@uk-g.co.jp <http://www.uk-g.co.jp>



いつでもお気軽に
お問い合わせください。
スタッフ一同、心よりお
待ちしております。